特別区の区割り案作成にあたって

　　　○　特別区は、中核市並みの権限をもつ住民に身近な基礎自治体として設置し、公選の区長と区議会のもと、地域の実情や住民ニーズに応じたサービスを提供することをめざす。

特別区の区割り案作成にあたっては、

　　　　　・特別区が基礎自治体としての能力を発揮できるよう、財政基盤の安定と均衡をめざす

　　　　　・地域のつながり、地域コミュニティの維持・発展をめざす

以上を基本的な考え方とする。

【具体的な考え方（視点）】

１　各特別区における財政状況の均衡化が図れるよう最大限考慮する。

２　各特別区間における将来（H47を想定）の人口格差を概ね２倍以内とする。

３　これまで地域において築きあげてきたコミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的な経緯を踏まえる。

４　特別区内における住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮する。

５　災害対策について、防災上の視点について出来る限り考慮する。